

三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業実施要綱

平成 29 年 2 月 23 日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市及び協力事業者が相互に連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう見守りを行う「三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業」（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「高齢者」とは、市内に居住するおおむね 65 歳以上の者をいう。
- (2) 「協力事業者」とは、市内で事業活動を行う事業者で、第5条第1項の規定により、市長と覚書を締結した事業者をいう。
- (3) 「高齢者に対する見守り」とは、協力事業者が事業活動において高齢者の異変を感じたときに、三沢市福祉部介護福祉課（以下「介護福祉課」という。）に連絡することをいう。
- (4) 「異変」とは、日常生活において通常との違いがあることをいう。

(事業の内容)

第3条 介護福祉課及び協力事業者は、異変のある高齢者及び支援が必要な高齢者の発見並びに情報の連絡から支援に至るまでの相互連携を図る。

2 協力事業者は、異変のある高齢者及び支援が必要な高齢者を発見した時は、介護福祉課に情報の連絡を行うものとする。ただし、当該高齢者の異変の状況等により緊急性があると判断した場合は直接、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

3 介護福祉課は、前項の連絡を受けた場合において、当該高齢者に対し必要な支援や対応を行う。

4 介護福祉課は、協力事業者の拡充に努めるものとする。

(事業への参加)

第4条 事業の目的に賛同し、高齢者に対する見守りに協力しようとする事業者は、三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業協力事業者登録申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。また、同事業者は、認知症の疑いがある高齢者の対応も想定されることから、認知症サポーター養成講座を受講するものとする。

2 次の各号に掲げる事業者は、協力事業者として参画できないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び

- 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (3) その他市長が協力事業者として参画することが不相当と判断した事業者

（覚書の締結等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申し込みがあったときは、その内容を確認の上、当該事業者と三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業覚書（第2号様式。以下「覚書」という。）を締結し、協力事業者登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 協力事業者は、三沢市高齢者ほっとワーク見守り隊事業廃止届出書（第4号様式）を市長に提出することにより、事業への参加を取りやめることができる。この場合において、市長と当該協力事業者との間で締結した覚書は、効力を失うものとし、登録証を市長に返還しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第6条 個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三沢市個人情報保護条例（平成18年条例第1号。以下「保護条例」という。）に基づき、当該事業に関し、知り得た個人情報を慎重に取り扱うものとし、当該事業の目的以外に利用し、又は漏洩してはならない。協力事業者でなくなった後も、また同様とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。